

訪問看護えりあ 体制・利用料一覧

R6年6月～

(1) 医療保険の提供サービス

利用者負担は70歳以上で原則費用の1割（一定以上所得者は2割、もしくは3割）0歳未満は、原則として 費用の3割

基本療養費Ⅰ	看護師及び作業療法士の場合(30分未満) 週3日目まで 5,550円(4,250円) 週4日目以降 6,550円(5,100円)	准看護師の場合(30分未満) 5,050円(3,870円) 6,050円(4,720円)
基本療養費Ⅲ	看護師及び作業療法士の場合(30分未満) 同一日に2人 週3日目まで 5,550円(4,250円) 週4日目以降 6,550円(5,100円) 同一日に3人以上 週3日目まで 2,780円(2,130円) 週4日目以降 3,280円(2,550円)	准看護師の場合(30分未満) 同一日に2人 5,050円(3,870円) 6,050円(4,720円) 同一日に3人以上 2,530円(1,940円) 3,030円(2,360円)
基本療養費Ⅳ	8,500円	
管理療養費	1日目：7400円、 2日目～11日目：2980円	
緊急時訪問加算	1日につき	2,650円
複数回訪問加算	1日2回	4,500円
	1日3回以上	8,000円
長時間訪問加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者	5,200円 週1回算定(3/週を限度)
特別地域訪問看護加算	利用者の家庭まで1時間以上かかる場合	所定額の50/100を加算
24時間対応体制加算	緊急時訪問看護を必要に応じて行える体制にある場合	6,400円 月1回算定
特別管理加算	重症度が高いもの	5,000円
		2,500円
特別管理指導加算	厚生労働大臣が別に定める状態	2,000円 月1回算定
情報提供療養費	市町村に必要な情報を提供	1,500円 月1回算定
在宅患者連携指導加算	医療職間で共有情報をもとに利用者、家族に指導	3,000円 月1回算定
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	通院が困難なものの状態の急変等に伴い、カンファレンスに参加し共同で療養上の指導を行った場合	2,000円 月に2回に限り
退院時共同指導加算	厚生労働大臣が定める疾病に対し必要な指導を実施	8,000円 2回算定
退院時支援指導加算	厚生労働大臣が定める疾病に対し看護師が退院日に訪問	6,000円
夜間・早朝訪問加算	夜間又は早朝に訪問看護を行った場合	2,100円 早朝
		4,200円 夜間
複数名訪問看護加算	保健師・看護師・作業療法士が訪問した場合	4,500円 1日に1回算定
		9,000円 1日に2回算定
		14,500円 1日に3回算定
	准看護師が訪問した場合	3,800円 1日に1回算定
		7,600円 1日に2回算定
		12,400円 1日に3回算定
ターミナルケア療養費	死亡前14日以内に2回以上訪問看護実施かつターミナルケアにまつわる支援体制を説明した上でケアを行った場合	25,000円 死亡月

*その他の費用： ガーゼ等の衛生材料や電話等の費用は、ご利用者様の負担となります。

(2) 介護保険給付対象サービス

1単位の単価10円、単位×単価(10円)が利用料金。介護保険負担割合証の割合を乗じた額が自己負担額。

<看護師による訪問看護サービスを行った場合>

<介護予防訪問看護>

所要時間 20分未満	314 単位	所要時間 20分未満	303 単位
30分未満	471 単位	30分未満	451 単位
30分以上1時間未満	823 単位	30分以上1時間未満	794 単位
1時間以上1時間30分未満	1128 単位	1時間以上1時間30分未満	1090 単位

※准看護師による訪問看護サービスを行った場合と同一建物の利用者の場合は1割減算となります。

※夜間(午後6時～午後10時) 早朝(午前6時～午前8時)では、25%、深夜(午後10時～午前6時)の場合は50%が基本料金に加算

<理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護サービスを行った場合>

所要時間 20分	293 単位 (予防訪問看護は283 単位)
----------	------------------------

<その他の加算>

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算(1)	病院等から退院した日に初回訪問看護を行った場合	350 単位/月
初回加算(2)	新規に訪問看護計画書を作成し、初回もしくは初回の指定訪問看護を行った場合	300 単位/月
緊急時訪問看護加算(1)	利用者同意のもと利用者家族に対して24時間連絡体制にあり、必要時に緊急時訪問	600 単位/月
特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者(厚生大臣が定める状態にある方に限る)に対し計画的な管理を行う場合	500 単位/月
複数名訪問加算	利用者や家族に同意を得ている場合 ① 利用者の身体的理由により1人の看護師による訪問看護が困難な場合 ② 暴力行為、迷惑行為、器物は損等認められる場合	30分未満 254 単位 30分以上 402 単位
長時間訪問加算	特別管理加算の対象者に対し、1回訪問が1時間30分を超える訪問看護	300 単位/回
ターミナルケア加算	② 死亡前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合 ③ 主治医との連携の下、利用者、家族に計画、支援体制説明、同意を得てる場合	死亡月 2500 単位
退院時共同指導加算	1回につき	600 単位
看護・介護職員連携強化加算	1月につき	250 単位
看護体制強化加算Ⅰ	Ⅰの場合1月つき	550 単位
看護体制強化加算Ⅱ	Ⅱの場合1月つき	200 単位
看護体制強化加算(介護予防)	1月につき	100 単位
サービス提供体制強化加算	1回につき	(Ⅰ) 6 単位 (Ⅱ) 3 単位

(3) <自費サービス> 看護、リハビリ(各1名につき) 下記料金は消費税別になります。

	1時間以内	以後30分以降
受診時説明同席	5000 円	900 円
外出の同行支援	3600 円	900 円
一般医療行為	7200 円	1800 円

*6:00~8:30(早朝帯) 17:30~22:00(夜間帯) 25%加算、22:00~6:00(深夜帯) 50%加算。土日祝日の日中帯(8:30~17:30)は25%加算となります。

<サービス内容>

1. 外出時のお手伝い(外出することが甲にとって自立に資する場合など)
2. 生活や趣味活動の外出同行支援(買い物や役所への手続き、墓参り、結婚式等の外出支援)
3. 日常の健康管理のお手伝い(血圧測定や療養相談など)や一般医療行為(指示書必要)
4. 保険利用をしない機能練習(保険外での生活行為動作練習など)
5. 通院診察時の同行(医師の説明への同席、ご家族や関連機関へご報告、連絡)・・・など